自治体管路	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長kmとする。 ⑶　局ごとに、⑴及び⑵で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系自治体管路延長kmとする。 2　投資額の算定 自治体管路は、自治体の資産であり、投資額は算定しない。
情報ボックス	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長kmとする。 ⑶　局ごとに、⑴及び⑵で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系情報ボックス延長kmとする。 2　投資額の算定 情報ボックスは、国の資産であり、投資額は算定しない。
空調設備	1　ＲＴ－ＢＯＸ（収容局（音声収容装置架数、総合デジタル通信回線収容交換機架数及び共用架数がそれぞれ１以下のものに限る。）又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定 空調設備は、ＲＴ－ＢＯＸの局舎と一体のものとし、別途設備量の算定は行わない。 2　ＲＴ－ＢＯＸ以外の局に設置する場合の設備量の算定 ⑴　局ごと及び空調区画ごとに電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の１台当たりの能力で除した値（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別（空調設備（大）又は空調設備（小））を選択する。 ⑵　空調区画及び空調設備の種別ごとに、⑴の空調設備台数からデータ系に係るもの（電力容量比により算定するものとする。）を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごと音声系空調設備台数とする。 3　投資額の算定 次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。 局ごと空調設備投資額 ＝音声系空調設備（大）台数×空調設備（大）１台当たり単価 ＋音声系空調設備（小）台数×空調設備（小）１台当たり単価
電力設備（整流装置）	1　設備量の算定 ⑴　大規模局（コア局及び収容局（緊急通報設備又はオペレーション設備を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）ごとに、当該局に設置される設備（整流装置を要するものに限る。）の所要電流値の合計を整流装置１系統当たり最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の整流装置系統数とする。 ⑵　⑴の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器１ユニット当たり最大電流値で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）に整流器予備ユニット数を加えたものを当該局の整流装置１系統当たりユニット数とする。 ⑶　⑵の整流装置１系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の整流装置１系統当たり増設架数とする。 ⑷　⑴の整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とする。⑵及び⑶で算定した整流装置１系統当たり増設架数及び整流装置１系統当たりユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを当該局の整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。 ⑸　⑷の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系整流装置基本部数、音声系整流装置増設架数及び音声系整流器ユニット数とする。 2　投資額の算定 次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。 局ごと整流装置投資額 ＝音声系整流装置基本部数×整流装置基本部単価 ＋音声系整流装置増設架数×整流装置増設架単価 ＋音声系整流器ユニット数×整流器ユニット単価